

告 示

埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、しらこぼと公園、川越公園及び加須はなさき公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで